

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年9月4日（平成27年（行個）諮問第149号）

答申日：平成29年3月27日（平成28年度（行個）答申第213号）

事件名：特定労働局における本人からの保有個人情報開示請求等に係る電話内容メモの訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定個人開示請求メモ」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、訂正した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成27年6月3日付け埼玉労働局個開訂第27-1号により埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

私に開示されたものの、三日間のみの訂正には、ある程度応じてもらい訂正してもらえた。いまだに私の中には、ここがこうなればよかったなという何点かは、あるのだが....

この件は、まだ良しと今のところ私は評価できるであろう。

しかしながら、三日間以外の話について、開示がなされていない。

三日間以外にも多々あると埼玉労働局へ訂正請求の趣旨及び理由等で記載、口頭等電話でも伝えてあるのだが？この部分は訂正にに応じてもらっていない。追加決定での開示なし。

6月3日の保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）の訂正決定をする内容及び理由で触れられてすらいない。

（中略）

訂正をする旨の決定の取り消しを求める。

あいまいな内容ではなく、実際に有った事実の個人情報の全て、の開示を求める。

(2) 意見書

審査請求人から、平成27年12月8日に意見書が当審査会宛て提出された（当該申告事案に係る被申告事業場への提供は適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である訂正請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成27年2月9日付で、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき「特定個人開示請求メモ」に係る開示請求を行った。これに対して、処分庁が平成27年3月13日付け埼玉労働局個開第26-213号により全部開示決定を行った。

(2) 請求者は、当該全部開示決定により開示された本件対象保有個人情報の内容を不服として、平成27年3月29日付けで訂正請求を行った。これに対して、処分庁が平成27年6月3日付け埼玉労働局個開訂第27-1号により訂正決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、同月8日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法29条に基づき訂正を行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、埼玉労働局において平成26年特定月日（2回）及び平成27年特定月日に請求者に対する電話対応を行った内容についての記録である。

(2) 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、諮問庁において本件対象保有個人情報の確認を行ったところ、本件とは別の4件の開示決定（以下「別件開示決定」という。）に係る、請求者の疑問、主張及び要望についての情報が、不完全であったことから、不足している情報を追加して訂正を行ったものであり、原処分は妥当である。

(3) 請求者の主張に対する反論について

請求者は、審査請求書の中で、「訂正をする旨の取り消しを求める。あいまいな内容ではなく、実際に有った事実の個人情報の全て、の開示を求める」等と主張しているが、上記(2)のとおり、原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成27年9月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月8日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 平成28年10月27日 | 審議 |
| ⑤ | 平成29年3月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が法12条1項に基づき開示請求を行い、平成27年3月13日付け埼玉労働局個開第26-213号により全部開示決定された「特定個人開示請求メモ」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、その訂正を求めるものである。

処分庁は、情報が不完全であるため不足している情報を追加したとして、訂正する原処分を行った。

審査請求人は、原処分について、その取消しを求めるとしているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件訂正請求の訂正請求対象情報該当性及び原処分の妥当性について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている。

また、訂正請求を行う請求者は、法28条1項において、訂正請求に係る保有個人情報を特定した上で、当該請求においてどのような訂正を求めるかについての簡潔な結論である「訂正請求の趣旨」及びそれを裏付ける根拠である「理由」等を記載した訂正請求書を提出しなければならないと規定されており、「訂正請求の趣旨及び理由」は、請求の内容を成す重要なものであり、その記載は明確かつ具体的である必要があると解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、その内容は、審査請求人と埼玉労働局の特定職

員との電話でのやり取りの内容等であると認められることから、法 27 条 1 項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

3 本件訂正請求の趣旨について

本件訂正請求書の「訂正請求の趣旨及び理由」欄には、「電話通話会話内容を録音してある。一語一句とまでは言うつもりはないが、録音と合わせなさい（マイクロSD同封）。録音と照らし合わせてみた。聞き比べてみた結果、誤りだらけ、かけ離れている為、簡略化されており、ニアンス等もちがう為、自分達の都合の良いようにまとめられており、工作改ざんされたままでは到底納得できるわけもなく、たまったものではない為、根拠や事実の指摘をしているのだが、それらが一切ない為その他等、別紙参照にて」と記載されており、「訂正請求の趣旨及び理由兼関係者への私の意思表示、苦情、要望その他等」との標題が付された「別紙」が添付されているところ、当該別紙には、具体的にどの部分の表記について、どのように訂正すべきかが記載されているとは認められない。

上記 2 (1) のとおり、訂正請求書の「訂正請求の趣旨及び理由」の記載は明確かつ具体的である必要があるところ、仮に、本件訂正請求の趣旨を「本件対象保有個人情報の記載内容自体に誤りがあるので、訂正すべきである」と解することとすると、具体的にどの記載部分をどのように訂正すべきか明らかではないので、訂正請求の理由が示されているとは認められない。

しかしながら、「一語一句とまでは言うつもりはないが、録音と合わせなさい」との審査請求人の主張を「会話の内容として、もっと詳しいやり取りがされていたのであるから、詳細に記載すべきである」という趣旨のものと解する余地がないとあながち否定することもできないことから、本件では本件訂正請求の趣旨をそのように解した上で、以下、「詳細に記載すべき」部分があるか否かについて検討する。

4 原処分の妥当性について

(1) 諮問庁は、原処分の妥当性について、上記第 3 の 3 (2) のとおり説明する。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、原処分における訂正の経緯等について更に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報が記録されている「特定個人開示請求メモ」は、審査請求人からの別件開示決定について、平成 26 年特定月日 A、同年特定月日 B 及び平成 27 年特定月日に、埼玉労働局の特定職員が審査請求人と電話でやり取りした際の会話の内容を取りまとめて、備忘録として作成したものである。

イ 本件訂正請求時に、審査請求人から、平成26年特定月日A、同年特定月日B及び平成27年特定月日における埼玉労働局の特定職員と審査請求人との会話内容であるとする録音データが処分庁に提出された。処分庁において、当該録音データを順番に再生して聴取したところ、「特定個人開示請求メモ」には、別件開示決定に関して審査請求人から示された疑問、主張及び要望等についての記載が不足していると判断されたため、当該録音データと照合し、不足している内容を追加して訂正した。

(2) そこで検討すると、原処分については、訂正の基となる資料として、審査請求人から提出された録音データを用い、それを順番に再生・聴取した上で、当該録音データと照合し、不足している内容を追加して訂正したとする上記諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められない。

また、審査請求人からは、原処分により訂正された内容について、事実でないと思料する部分についての具体的な指摘はされていないことを踏まえると、不正確な訂正が行われたとは認められず、訂正された部分について、事実でない部分があると認める理由はない。

(3) その他、原処分において訂正された部分以外に、本件訂正請求の趣旨と解される「詳細に記載すべき」部分があるか否かについて検討すると、「特定個人開示請求メモ」は、上記(1)アの諮問庁の説明のとおり、埼玉労働局の特定職員の備忘録として作成されたものと認められ、その性格からして、当事者の発言内容を細大漏らさず記載することが要求されている文書ではなく、特定職員の理解に基づき業務上必要な範囲で記載される文書であると認められる。

そうすると、特定職員が当該文書の作成目的に照らしてその記載内容を取捨選択することは、特定職員の職務上の権限内の行為というべきであり、その結果、審査請求人の意に沿わない記載内容となっても、それが当該文書の性格に照らして許容される範囲内のものであれば、法29条に基づく訂正請求義務を生じさせるものではないというべきである。

そこで、当審査会において「特定個人開示請求メモ」の内容を確認したところ、当該文書の性格に照らし、その記載内容に特段の不足があると認める理由はなく、更に「詳細に記載すべき」部分があると認める理由はないことから、原処分において訂正された部分以外に法29条に基づき訂正すべき部分はないと認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、訂正した決

定については、訂正された部分に事実でない部分があるとは認められず、また、訂正された部分以外に更に「詳細に記載すべき」部分があるとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子